

大山崎町保育所等入所申込用就労証明書記入要領

※就労証明書は、勤務先の代表者もしくは記入担当者が、事実のとおり漏れなく記入してください（事業者の押印は不要）。また、電子署名を保有している事業者である場合は、電子署名での代替も可能です。

※後日、大山崎町より記載内容について勤務先に確認することがあります。

※証明内容が事実と異なる場合は、入所取り消しのほか、保育に要した費用の全部又は一部につきまして、返還を求めることがあります。

※事業者名が記名されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データを無断で作成し、又は改変を行った場合は、有印私文書偽造罪等が成立する可能性があります。

No. 1 業種

- ・ 就労者（就労開始予定者、復帰予定者含む）が従事している業務を No. 16 のリストから選択してください。

No. 2 、 No. 3 就労者に関する事項

- ・ 就労証明書を交付する就労者の氏名、証明日時点で居住する住所地を記入してください。
- ・ 単身赴任の場合は単身赴任先の住所を記入し、備考欄（No. 15）に単身赴任であることを記入してください。

No. 4 雇用期間

- ・ 雇用契約期間の有期／無期の別を選択します。
- ・ 雇用期間に定めがない（無限）場合は雇用開始日のみを記入し、終了日を「空欄」にしてください。退職日が決まっている場合のみ、終了日欄に記入してください。
- ・ 有期雇用の場合で、更新の予定がある又は更新が可能な場合は終了日を「空欄」にし、備考欄（No. 15）に更新の間隔（例：「有期雇用だが半年ごとに更新あり」）などを記入してください。
- ・ 有期雇用の場合で、更新の可能性が低い場合又は更新するかどうか不明な場合は、終了日を記入してください。

No. 5 、 No. 6 、 No. 7 勤務先事業所

- ・ 勤務者が通常勤務している事業所名・住所・電話番号を記入してください。
- ・ 勤務地が複数ある場合は、主な事業所・住所を記入してください。
- ・ 雇用内定や育児休業中等のため、勤務地が定まらない場合は、直近の勤務地か本社の住所を記入し、備考欄（No. 15）に「勤務地未定」と記入してください。

(R2.11)

No. 8 雇用形態

- ・ 証明日時点での雇用の形態を選択してください。当てはまるものがない場合は、最も近い雇用形態を選択するか、その他を選択し、() 内に記入してください。
- ・ 次の雇用形態の方：就労証明書以外の書類も必要となります。
 - ※自営業の方は、①スケジュール申告書（指定様式）、②開業届の写し又は確定申告の写し（税務署で取得可）等事業の内容を証明する書類も別途必要です。
 - ※農業・内職の方：スケジュール申告書（指定様式）も別途必要です。
- ・ 保育所に入所できれば、雇用形態を変更することが決まっている場合のみ、変更後の形態を選択し、備考欄（No. 15）に記入してください。
 - ▶ 例：現在はパート勤務だが、保育所入所後は正社員で勤務予定。
- ・ フリーランスは原則「自営業」に分類します。

No. 9 就労時間（固定時間就労）

- ・ 就労時間が固定の就労者の場合、通常勤務する曜日をすべて選択し、契約上の休憩時間を含めた1日の就労時間及び1週間あたりの就労時間（合計）を記入します。
- ・ 土曜、日曜等について勤務がある週とない週がある場合は、備考欄（No. 15）に記入してください。
 - ▶ 例：隔週で土曜勤務あり
- ・ 原則として、証明日時点の就労時間を記入してください。ただし、入所後に曜日や時間の変更が決まっている場合のみ、変更後の時間を記入し、備考欄（No. 15）に「曜日、時間は復職後のもの」等と記入してください。
- ・ 就労時間（〇〇時～〇〇時）及び合計時間（週）については、短時間勤務を取得することが明らかな場合であっても、短時間勤務取得前の時間を記入してください。
- ・ 育児休業からの復帰後、曜日や時間が変わる可能性があるが、不確定である場合には、直近の曜日・時間を記入し、備考欄（No. 15）に「復職後就労曜日に変更の可能性あり」等と記入してください。
- ・ 育児短時間等を取得している場合又は取得する可能性が高い場合は「有」にチェックをつけ、1日あたり取得時間と予定時期を記入してください。
 - ▶ 例：9:00～9:30、16:30～17:00 で育児短時間制度を利用している場合、「1時間」と記入
- ・ 育児短時間等を取得するかどうか不明な場合は、「未定」としてください。

No. 10 就労時間（変則時間就労）

- ・ 就労時間が週のうち、月のうちで変動する就労者の場合、単位期間としてあてはまるものを選択し、単位期間あたりの契約上の就労時間（合計／休憩時間含む）を記入します。
- ・ 週又は月により時間量が定まらない場合は、代表的なもの又は直近の就労時間を記入してください。
- ・ 保育所に入所できれば、時間や日数を増やすことが決まっている場合は、増やした後の

(R2.11)

曜日・時間を記入してください。

No. 11 就労実績（直近 3 ヶ月）

- ・ 就労実績の欄には、直近 3 ヶ月分の 1 ヶ月当たりの就労日数を記入します。就労前や休職中、育児休業中などにより、実績が 3 ヶ月未満の場合は、実績がある月のみ記入し、実績のない月については 0 日と記入してください。
- ・ 勤務日数には、有給休暇を含みます。

No. 12 産前・産後休業の取得

- ・ 労働基準法に基づく産前産後休業の取得状況としてあてはまるものを選択し、取得期間を記入します。証明日において取得中である場合には取得期間を記入してください。

No. 13 育児休業の取得

- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 2 条に規定する育児休業の取得状況としてあてはまるものを選択し、取得期間を記入します。証明日において取得中である場合には取得期間を記入してください。
- ・ 現在、育児休業を取得していて、制度上育児休業を延長することができる場合には、本人の希望に関わらず制度上取得可能な最長の期間を記入してください。

No. 14 復職年月日（予定）

- ・ 直近 1 年以内に産前産後休業や育児休業から復職した方について、復職した年月日を記入してください。また、現在休業している方については、復職を予定している年月日を記入してください。
- ・ 制度上取得可能な期間に関わらず、保育利用が可能となった際に育児休業を短縮して復帰する場合は、復帰予定である年月日を記入してください
- ・ 証明者が把握していない場合は「空欄」としてください。

No. 15 備考欄

- ・ 単身赴任の場合は備考欄（No. 15）に記入してください。
 - ・ その他、大山崎町に特に配慮を求める事項があれば記入してください。
- ▶ 例：育児休業復帰日を変更することができない。
育児休業中であるが週 2 日程度勤務が必要である。
保育士として勤務予定がある。（保育士等の資格職としての就労）
恒常的な残業が毎日 2 時間程度ある。